

新宮町告示第56号

令和2年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月26日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和2年6月3日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月3日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月5日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月9日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月12日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○応招しなかった議員

西 健太郎君

令和2年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和2年6月3日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第54号議案 専決処分について(新宮町相島診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第55号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第56号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 第57号議案 専決処分について(令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第7 第58号議案 専決処分について(令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第8 第59号議案 専決処分について(令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第60号議案 専決処分について(令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第10 第61号議案 専決処分について(令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について)
- 日程第11 第62号議案 専決処分について(令和元年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第12 第63号議案 新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第64号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第65号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第66号議案 新宮町町道構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第67号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 第68号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第69号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第70号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 第71号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第72号議案 令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第73号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第74号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第24 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について
- 日程第25 報告第6号 令和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第7号 令和元年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第8号 令和元年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第9号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第29 報告第10号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第54号議案 専決処分について（新宮町相島診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第55号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第56号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 第57号議案 専決処分について（令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第58号議案 専決処分について（令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第59号議案 専決処分について（令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第60号議案 専決処分について（令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）

- 日程第10 第61号議案 専決処分について（令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について）
- 日程第11 第62号議案 専決処分について（令和元年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第12 第63号議案 新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第64号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第65号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第66号議案 新宮町町道構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第67号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第68号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第69号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第70号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 第71号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第72号議案 令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第73号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第74号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第24 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について
- 日程第25 報告第6号 令和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第7号 令和元年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第8号 令和元年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第9号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第29 報告第10号 例月出納検査結果報告について

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 安武久美子君 | 2番 | 温水 眞君 |
| 3番 | 末吉富美徳君 | 4番 | 濱田 幸君 |
| 5番 | 上畝地白馬君 | 7番 | 大牟田直人君 |
| 8番 | 高木 義輔君 | 9番 | 北崎 和博君 |
| 10番 | 横大路政之君 | 11番 | 松井 和行君 |
| 12番 | 牧野真紀子君 | | |

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 桐島 美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	片山 勇二君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	大原 稲子君
健康福祉課長	……………	山口 望美君	税務課長	……………	高橋 忠久君
子育て支援課長	……………	藤木 恵介君	学校教育課長	……………	森 和也君
会計管理者	……………	末永富士美君	社会教育課長	……………	西田 大輔君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会議務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) ただいまから、令和2年第2回新宮町議会定例会を開会いたします。

6番、西健太郎議員より、本日欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番末吉富美徳議員、4番濱田幸議員、事故に備えて、5番上畝地白馬議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は本日から6月12日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの10日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長(長崎 武利君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月7日に福岡県を含む7都府県に対し緊急事態宣言がなされ、その後、全都道府県に拡大をされました。自宅で過ごす不自由な生活が続きましたが、緊急事態宣言は5月14日に、福岡県を含む39県で5月21日には3府県で解除され、残った5都道県も5月25日に解除されました。新宮町におきましても、新型コロナウイルス感染症により感染者が6名確認をされ、その後、新たな感染者は現在まで確認をされておられません。しかし、北九州市で新たな感染状況も見られ、まだまだ予断を許さない状況にあります。今後も感染拡大を防止するため、国から示されています新しい生活様式の実践を町民の皆様をお願いをしまいたいと思っております。

さらに、町独自の小規模事業者応援給付金は238件、国における緊急経済対策の特別定額給付金は、対象世帯の81パーセントに当たります1万937世帯に給付金を5月中にお届けすることができております。特別定額給付金につきましては、申請書の内容を確認後、随時振り込んでまいります。その他、生活や事業の継続に苦慮されておられます方々へ新たな町独自の支援策について、財源の確保も含めまして検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、少し長い付き合いになりそうでございます。元の生活を取り戻すためには、感染状況に注意しながら、社会経済活動のレベルを段階的に上げていく必要があります。このようなときこそ一層行政、議会、町民の皆様と一丸となり、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

町政につきましては、新宮ふれあいの丘公園内の交流施設の整備が完了いたしました。7月から供用を開始いたします。新宮ふれあいの丘公園及び周辺道路の整備も順調に進んでおります。

また、令和元年度のふるさと納税につきましては、23億円を超える寄附をいただき、積み立てたふるさと応援基金のうち、4億2,000万円を令和2年度の各事業に充当させることといたしました。

これから本格的に梅雨時期を迎えます。昨年は、大雨や台風によります各地で災害が発生をし、本町におきましても相島漁港沖防波堤が被災をいたしました。8月に復旧を終える予定で進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、完了が遅れそうな状況でございます。災害は起こらないことが1番いいわけではございますが、いざというときのため、危機管理にも万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、本日提案をいたしております議案は、専決処分の報告9件、条例の制定、改廃等5件、令和2年度補正予算7件、計21議案で、そして諸報告5件となっております。なお、追加議案等の予定もございます。

よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第54号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第3、第54号議案、専決処分について、新宮町相島診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 第54号議案、専決処分について、新宮町相島診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和2年3月26日付けで専決処分いたしましたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

改正の理由といたしましては、年々医師の確保が困難となってきておりまして、今後できる限り継続的な医師確保を行うため、島外からの通勤が可能となるように診療日及び診療時間を変更するものでございます。

次ページに専決処分書をつけております。

それでは内容の説明をいたします。2ページの新旧対照表をごらんください。

診療日を現在の月曜日から土曜日までを、月曜日から金曜日までといたしまして、診療時間を

午前9時から改正前より30分早い午後4時30分までといたします。あわせて、土曜日の診療日を休日といたすものでございます。県からの派遣医師の交代にあわせまして、施行日につきましては令和2年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第54号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 第55号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第4、第55号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(高橋 忠久君) 第55号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを、令和2年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、地方税法等の改正によるもので記載のとおりです。

今回の主な改正点は、未婚の1人親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しと所有者不明土地等にかかる固定資産税の課税への対応等です。

次のページ、専決処分をつけております。

その次の1ページから10ページまでは改正条文で、11ページ以降は新旧対照表となっております。

主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明いたします。

なお、平成から令和に変わった改元対応、法規定整備による条ずれ、項ずれ、字句改正等については省略させていただきます。

11ページをお願いします。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲及び次の第34条の2、所得控除は、寡婦としていたものを婚姻の有無にかかわらず、ひとり親へと対象を拡大したものです。

12ページ、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、単身児童扶養者であるものというのが、通常の扶養親族に入るようになるため削除しています。

13ページ、第54条、固定資産税の納税義務者等は、死亡等で相続人の調査の探索等を行ってもなお不明な場合は、使用者を所有者とみなして課税ができるというものです。

一つ飛びまして、15ページ下段の第74条の3、現所有者の申告は、先ほどの第54条における現所有者に賦課徴収の必要な事項を申告させることができる規定を設けております。

16ページ、第94条、たばこ税の課税標準は、軽量な葉巻たばこについて紙巻たばこと同等の税負担となるように最低税率を設定するものです。

17ページ、第96条、たばこ税の課税免除は、課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化をあらわしたものです。

18ページ、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例は、租税特別措置法の延滞金の特例規定の改正に伴う規定の整備です。

一つ飛びまして20ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、次の21ページの17項は特定水力発電設備、同じく25項は浸水被害軽減地区に対して課する固定資産税の割合を示したものを設けたものです。

22ページから29ページまでは、項ずれと字句改正、改元対応ですので、飛んで30ページをお願いします。

第31条、均等割の税率の表中見出し、イロハニホをあいいうえおの50音に変えたものです。

31ページ、第48条、法人の町民税の申告納付と次の次の33ページ、改正前第9項の削除。2ページ飛んで35ページ。第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の改正前第3項下段の削除。

次の36ページ、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正前第4項から第6項の削除は、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に係る規定を整理したことに伴うものです。

37ページ、第94条、たばこ税の課税標準は、葉巻たばこ1本当当たりの重量が0.7グラム未満のものを紙巻たばこ0.7本に算定するものを1グラム未満で1本に換算するものとしたものです。

同じく37ページ、第3条の2、延滞金の割合等の特例も法人税において連結納税の廃止に伴い、及び第4項を削除しています。

次の38ページ以降48ページまでは、平成から令和への改元対応によるものですので省略させていただきます。

施行の時期につきましては、原則令和2年4月1日施行です。

なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

上畝地議員。

○議員(5番 上畝地 白馬君) 11ページの所得控除の部分の中に、11ページの第24条の2の(2)です。障害者、未成年者、寡婦またはひとり親ということで、以前の寡婦の夫のほうですね。亡くなって婦人のほうの寡婦になったということで、これにかかわらずひとり親だったら控除が35万円ですか、受けられるということで、寡婦の婦人の部分が残ったところの内容ですかね、そこら辺ちょっとわかれば教えてください。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。税務課長。

○税務課長(高橋 忠久君) はい、お答えします。これ所得の制限によって、寡婦女性の方と寡夫男性の方において、ちょっと額は覚えていないんですけど、額が寡婦と寡夫で違っていましたので、寡婦という所得の割合のいいほうを残してというか、そちらを残して寡夫については、今まで所得額が多かった分を残して寡婦を残して、また1人親にして、ちょっと所得の額が違った分をひとり親にするような感じです。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい、上畝地議員。

○議員(5番 上畝地 白馬君) すいません。寡婦の夫のほうと婦人のほうが、それがなくなっていくか婦人のほうが高いんですかね。35万円ということで。ひとり親でまとめて婚姻歴に関わらず、それを一緒にしたと。婚姻しているかに関わらず子供の待遇が変わらないように、一つにしたっていうことはそれはわかるんですが、寡婦の婦人のほうが文言に残っているじゃないですか。夫のほうは消えて、婦人のほうは残っていると。こういった場合、ひとり親以外の部分で寡婦の控除が残っているのかどうかっていうのをちょっとお尋ねしたいんですが、ひとり親の部分以外の部分ですね。お願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 税務課長。

○税務課長(高橋 忠久君) はい。ひとり親というのとあと寡婦というのは、寡婦控除として控除額30万円というのが残るということです。女性のほうについてはですね、そちらで残しております。

○議長(牧野 真紀子君) 上畝地議員。

○議員(5番 上畝地 白馬君) それは、扶養する子供がない場合の部分で、理解しとってよろしいですかね。

○議長(牧野 真紀子君) 税務課長。

○税務課長(高橋 忠久君) はい、そのとおりです。

○議長(牧野 真紀子君) ほかに質問、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第55号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第55号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第56号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第5、第56号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第56号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書き中、61万円を63万円に改め、同条第4項ただし書き中16万円を17万円に改める。第23条中、61万円を63万円に、16万円を17万円に改め、同条第2号中、28万円を28万5,000円に改め、同条第3号中、51万円を52万円に改める。

附則第3項中、第23条の2第5項を第33条の2第5項に改める。附則第4項及び第5項中、第35条の2第1項の次に、第35条の3第1項を加える。

附則といたしまして、施行期日第1条、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

適用区分としまして、第2条、改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

2ページから5ページに改正の新旧対照表を添付しております。

6 ページ。こちらの参考資料ですが、上段が先ほど説明しました第2条につきまして、保険税の限度額の変更を記載しております。下段が23条の低所得者に係る保険税軽減の変更を記載しており、このことにより軽減対象世帯の拡充を図るものです。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第56号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 第57号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第6、第57号議案、専決処分について、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第57号議案、専決処分について、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億115万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億571万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金の確定に伴います財源更正となっておりますので、主なものを説明いたします。

14、15ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費。16、17ページをお願いします。2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費。18、19ページをお願いします。5項葬祭諸費につきましては、それぞれの給付実績が見込み額より少なかったため減額しております。

特定財源について、ご説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。2款1項療養諸費及び、すいません。16、17ページをお願いします。2項高額療養費、3項移送費につきましては、3款1項1目普通交付金を充てており、いずれもマイナスとさせていただいております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

8、9ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれ被保険者の異動等による増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、歳入歳出全般にわたって質疑を許可いたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第57号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 第58号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第7、第58号議案、専決処分について、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第58号議案、専決処分について、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,000万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正でございますので、主なものを説明いたします。

10、11ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者の保険料を広域連合に納付しているわけですが、額の確定により減額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8、9ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等による増減となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、歳出歳入全般について質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第58号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。はい。上畝地議員。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第58号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8. 第59号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第8、第59号議案、専決処分について、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 第59号議案、専決処分について、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分いたしましたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

まず歳出から説明をいたします。

10、11ページをお願いいたします。

2款1項2目医療用衛生材料費、11節医薬材料費につきましては、執行残により59万8,000円を減額いたしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

戻りまして8、9ページをお願いいたします。

1款1項1目総務使用料、1節診療報酬58万1,000円の減、同じく2項1目総務手数料、1節証明手数料1万7,000円の減につきましては、額確定によるものでございます。

説明は以上です。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、ただいまの歳出歳入全般について質疑を許可いたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第59号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第59号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9. 第60号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第9、第60号議案、専決処分について、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第60号議案、専決処分について、ご説明いたします。

令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,619万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億417万円とするものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

1款1項1目事業費の1,619万円の主な減は、11節需用費の光熱水費で想定より雨量が多かったため、令和元年度に購入した海水淡水化装置の運転日数が約3週間程度と短かったことにより、170万9,000円を減額しております。

次に、13節委託料の変更認可申請書作成業務委託で、当初は第1貯水池が予備水源から常時水源に変更するための変更認可申請を行う予定としておりましたが、福岡県との協議により、これまでの水源として利用していたことから、事業の変更の認可を要しない軽微な変更での届け出にかわり、業務委託内容が変更されたため674万3,000円を減額しています。

15節の工事請負費は、相島地区配水管布設替工事第3工区での入札執行残で678万7,000円を減額するものでございます。

特定財源でございますが、地方債400万円の減は、事業費の確定により減額しております。

これに充てます財源としまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入の主なものは、1款1項1目簡易水道使用料は、当初予定より各家庭の使用量が少なかったため、22万7,000円を減額しております。

4款1項1目の一般会計繰入金の減は、収支調整で1,196万3,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、歳入歳出全般にわたり質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第60号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第60号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10. 第61号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第10、第61号議案、専決処分について、令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第61号議案専決処分について、説明いたします。

令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,105万円とするものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目排水施設管理費の119万7,000円の主な減は、11節需用費の修繕料で、機械等の修繕が少なかったため42万7,000円を減額しております。次に、15節工事請負費の排水施設工事費での見積もり入札執行残の62万5,000円を減額するものでございます。

これに充てます財源といたしまして、8ページ、9ページ目をお願いいたします。歳入の主なものは、1款1項1目排水施設使用料は、当初予定より水道使用量が減少したため、19万3,000円を減額しております。2款1項1目の一般会計繰入金は、収支調整で100万4,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第61号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第61号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11. 第62号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第11、第62号議案、専決処分について、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第62号議案、専決処分について、令和元年度新宮町一般会計補正予算について、令和2年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、令和元年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和元年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,033万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,710万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正につきましては、7ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正は、2事業を追加で計上しています。

2款3項戸籍住民基本台帳費の地方公共団体システム機構負担金374万3,000円は、マ

イナンバーカードの交付枚数見込みにより、国からの連絡に基づき全額を繰り越すものです。

3款3項児童福祉費、保育環境改善等事業費補助金218万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う認可保育所等に対する補助金で、全額国庫補助金により措置されるものですが、年度内執行ができなかったために繰り越すものです。

また、変更につきましては、3款1項プレミアム商品券事業及び11款1項漁港災害復旧事業の2事業を計上していますが、年度内執行額に変動が生じたために補正するものでございます。

第3表、地方債の補正は、7つの事業を計上しております。これはいずれも事業費の確定に伴い、記載の限度額を変更するもので、補正前及び補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたしますが、歳入歳出予算につきまして、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金の確定に伴います財源更正となっておりますので、この説明につきましては省略をさせていただきます。

40、41ページをお願いします。

2款1項1目14節ポータルサイト使用料435万4,000円につきましては、ふるさと寄附金が増加したこと及び楽天などの手数料率が高いサイトの利用が多いため、増額計上するものです。

44、45ページをお願いします。

3款1項10目19節プレミアム商品券事業費交付金82万1,000円は、商品券の購入枚数が増加したため増加計上するものです。特定財源といたしまして、20款4項3目プレミアム商品券販売収入65万6,000円を充当しております。

飛びまして60、61ページをお願いします。

13款3項基金費でございます。1目減債基金費、2目財政調整基金費、3目災害対策基金費及び4目ふるさと応援基金費につきましては、いずれも利子積立金を計上するもので、特定財源としまして16款1項2目1節積立金利子をそれぞれ充当するものです。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。

なお、国庫支出金、県支出金及び地方譲与税などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

12、13ページをお願いします。

1款町税は、実績見込みに基づきまして、1項1目個人町民税7,973万2,000円、2目法人町民税1,961万4,000円、2項1目固定資産税7,933万6,000円、3項1目軽自動車税568万7,000円、4項1目町たばこ税1億2,842万6,000円を増額し、3項2目環境性能割は、87万2,000円の減額をしております。

34、35ページをお願いします。

16款2項2目物品売払収入25万9,000円の増額は、コミュニティバスの売却に伴うものです。

17款1項1目一般寄附金は、ふるさと寄附金1億1,658万円の増額でございます。

18款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、町税の増、地方譲与税及び各種交付金などの確定額を予算化したことにより減額し、5億4,983万1,000円を基金に積み戻しております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、歳出歳入全般にわたって質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第62号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第62号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第12. 第63号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第12、第63号議案、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(高橋 忠久君) 第63号議案、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

理由としまして、地方税法等の改正に伴うもので記載のとおりです。

改正点につきましては、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

2ページ、第1条による改正をお願いします。

附則第10条、読替規定は新型コロナウイルス感染症の影響により収入減があり、厳しい経営環境にある中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例についての条項を加えたものです。第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等の事業用家屋と構築物について、固定資産税の課税割合を3年間ゼロとするものです。第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は、環境性能割の臨時的軽減適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで

に延長とするものです。第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等は、申請書の訂正や不備等があった場合の再提出期間については、準用することとしたものです。

3ページ、第2条による改正をお願いします

附則第10条、読替規定は条ずれによるものです。第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、町長が指定して中止等で行事がなくなった場合における入場料金等の払い戻しを放棄して寄附した場合には、寄附金控除の対象になるというものです。第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、特別控除の終了期間を令和15年度から令和16年度とするものです。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年1月1日から施行とします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第63号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第63号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第64号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第13、第64号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第64号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

今回の改正の理由としまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

新宮町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則に次の5項を加える。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金、3項は傷病手当金の支給要件で、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給する。

4項に傷病手当金の支給の算定方法の基準、5項に傷病手当金の適用期間を定めております。2ページをお願いいたします。

附則といたしましてこの条例は、施行期日を公布の日からと定め、適用区分は、この条例による改正後の新宮町国民健康保険条例附則第3項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものです。

3ページ以降に参考資料として新旧対照表をつけておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。

傷病手当金の考え方についてお尋ねしたいんですが、不幸にして感染された方については、治療療養が必要になるわけですが、その場合、国民健康保険で治療療養ということになると思うんですが、その費用負担っていうのも当然、自己負担分が発生するのか否か、それから要するにこの傷病手当金の性格、要するにその治療と別の概念で支出されるものなのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

○議長(牧野 真紀子君) 住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 今回、この上程させていただいている対象者といいますのが、被用者ということで、この対象者が毎月、事業主から給与等を受け取ってある方が、コロナに感染したことで、また感染が疑われることで労務に服することができない方の所得補償ということです。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) もう1回いいですか。はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 事業主の方からということになると、一般的に就労してある方っていうのは社会保険ですよ。それ以外の要するにパートタイマーの方とか、要は国民健康保険に加入されてる就労者の方に対しての補償ということになるんですかね。制度自体が非常にわかりづらいので、文言ではなくて、こうこうこういう枠組みのこういう方に対してこういう手当が支給されますよと。傷病手当という名称なので、先ほども質問しましたがけれども、要するに治療にかかる費用、当然、国民健康保険の予算内から支出されると思うんですが、その枠組み

もよくわからないので、わかりやすいですね、この場合は趣旨としては理解しましたので、1回その部分については制度自体をもう一度ご説明いただく必要があるんじゃないかなと思いますので、時期を見てまたお尋ねをしたいというふうに思います。ここではいいです。

○議長(牧野 真紀子君) わかりました。

よろしいですか。はい、ほかに質問のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第64号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第64号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第65号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第14、第65号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) 第65号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものでございます。

2ページをお願いいたします。

新旧対照表でご説明いたします。

改正前では、第11条第3項で、放課後児童支援員認定資格研修は、都道府県知事または政令都市の長が行う研修を終了したものでなければならないとしておりましたが、改正後は指定都市の次に、若しくは同法第252条の22第1項の中核市を加えるものでございます。中核市につきましては、県内では久留米市さんが該当いたします。

1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第65号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第65号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第66号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第15、第66号議案、新宮町町道構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第66号議案、新宮町町道構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、本条例において参酌しております国土交通省が定める道路構造令が平成31年4月に公布、施行されたことによるものでございます。

改正の主な点は、自転車通行帯の新設、自転車道の設置要件の追加及びその他関係条文の整備等となっております。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

3ページをお開きください。

第2条第1項の用語の定義に第15号といたしまして、自転車通行帯を規定いたしております。自転車通行帯は自動車及び自転車の交通量の多い道路等について、自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道の部分に設置される帯上のもので、その幅員は原則1.5メートル以上、地形の状況、その他特別な理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小できる旨を規定いたしております。

なお、改正前の第15号以降につきましては、号番号を一つずつ繰り下げ、4ページの同23号第4条、6ページの同条第5項、第6条第2項につきましては、自転車通行帯の規定を追加したことによる改正でございます。

7ページに移ります。

新設する自転車通行帯の規定の内容について、第9条として新たに整備し、設置要件等を定めるとともに、改正前の第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げしております。新設第9条中の第3種、第4種の道路とは、高速道路及び自動車専用道路を除く道路を指し、第3種が地方、第4種が都市部を通る道路と定義をされております。第1項では、自動車及び自転車の交通量が多い第3種及び第4種の道路、第2項では、自転車の交通量が多いもしくは自動車及び歩行者の交通量が多い第3種及び第4種の道路に自転車通行帯を設けるものと規定いたしております。第3

項では、自転車通行帯の幅員を1.5メートル以上と定めるとともに、やむを得ない場合は1メートルまで縮小できる旨規定をいたしております。第4項は、自転車通行帯の幅員について、前3項の規定を踏まえつつ、当該道路の交通状況を考慮して定める旨を規定いたしております。

同じページの下段の第10条においては、自転車道について設置要件を追加いたしております。自転車道は歩道の一部として整備されるもので、近年の自転車交通の増大に伴い、自動車や自転車の交通量が多く、交錯する可能性が高い道路においては、自転車道を設置することと規定いたしておりますが、今回の改正により、当該道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路においては、原則、自転車道を設置することとされたものでございます。

なお、条文中の第3級や第5級とは、当該道路の計画交通量ごとの区分で、第3級は1日4,000台以上、第5級は1日500台未満の道路と区分されております。

次のページ、8ページ以降の第11条、第12条、第31条及び第40条の改正は、自転車通行帯の追加及びそれに伴う条の繰り下げによる改正となっております。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、当条例の施行は公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 1点は、まずこの条例の中に、最後に説明があった内容だろうと思うんですが、自転車の交通量が多いという記載がある。要するに多いという定義については、最後に400台と50台ですか、ちょっとメモをしていたけど聞き取れなかったのもう一度説明していただきたいんですが、要するにその多いという定義がどういう形で定義されるのか、これがまず1点。

それからもう一つは、この条例改正することによって、町内の道路、要するに町道ですね。県道、それから国道についてはもう、町がさわる部分ではないので、町道についてどういう状況が発生するのか、想定されるのかご説明いただきたい。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。

先ほどの説明の中で、台数を申し上げておったのは、第10条の第3級とか第4級の道路です。これが計画交通量、その道路の計画交通量が1日4,000台以上の道路は第3級、ちなみに第5級というのは1日500台未満の道路というふうに区分を分けられております。

次の質問の改正の条文中で自動車が多い、自転車が多いとかいう多いというのがどのくらいの基準なのかということですが、これは一緒に国土交通省のほうから一応示されておるのが、自動車が多いというのは、1日4,000台以上の道路。歩行者及び自転車が多い道路っていうのは、

1日500台以上、500人以上500台以上の道路が自転車、歩行者が多いというふうに一応線引きをされております。ただし、1台だから3,999台だからというのは気にしないで、それぞれの道路の状況を勘案して考えなさいというのが、この構造令の趣旨でございます。

また最後の質問で、この条例改正によって町内道路がどのように変わるかというご質問ですが、1日4,000台以上の車が通る町道と申しますのは、これもあまり町道すべての交通量調査を行っておるわけではないので、一部の調査の結果ですが、平成30年度に調査した結果で、いわゆる町道で1番多いのが町道名で言いますと須川卯戸線。これが国道3号線の須川の交差点から国道495号線の夜臼の交差点を結ぶ道路ですが、その道路で1万2,900台となっております。

あとは実測で申しますと下村夜臼線、これが上府の下村集会場付近から沖田中央公園交差点、そびあの前、東小学校の前を通過して夜臼貝塚交差点を通過して、ファーネスト新宮のほうに向けて行く道路ですが、これが9,400台。調査結果では出ております。

その他の道路は、一応計画配分というのがありますけれども、実測で図っておりませんので、なかなかわからないところも多ございますけれども、あと3つか4つの路線かなというふうには、1日4,000台以上の交通量が通っている町道というのですね、考えております。

また自転車と歩行者の通行数、先ほど1日500人、500台以上と申しましたが、これにおいてもまだ調査等を行っておらず、どの道路が1日何台通っておるかというのは、現段階でははっきりいたしておきませんので、今後の検討が必要だろうというふうには考えております。自転車と人が多いというのが、いわゆる通勤、通学の時間帯も非常に考えられるので、新宮中央駅付近とか、JR福工大の付近とか、そういった道路に関しては、今後の道路改良に当たっては検討の必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 自転車利用者、特にですね。の安全等を考えれば、こういうことってというのは必要になるんだろうというふうに思うんですが、ただ道路の要するに幅員ってというのはもう限られてますから、そこにこの自転車通行帯を設けると、今度は車道幅が少なくなって今度、車自体の危険性ってというのが発生する可能性もあると思うし、かといって、その道路の幅員を広げるわけにもいかんし、要は財政措置が今後、この条例制定したことによって発生すると、またこれはこれで問題でもあるだろうというふうに思います。ですから、どういう計画で今後、この条例改正に基づいてどういう事業をやっていくのかってというのは、やっぱりまた具体的に計画、概要を説明いただきたいというふうに思います。

もう1点は、例えば、今説明の中にもありましたけど、下村集会所からファーネストのほうに

向かって、あの町道っていうのは歩道が両側歩道がありますけど、そこは自転車と歩行者が両方通行可のエリア、結構長いと思うんですね。そういう道路っていうのは、この自転車通行帯の設置っていうのはどういうふうにとらえられるんですかね。その点だけ確認させてください。

○議長(牧野 真紀子君) はい、都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。

今回、新しく設けられた自転車通行帯、それと改正した自転車道、それと既存で歩行者自転車道、いわゆる自歩道というやつですね。今おっしゃられた歩行者自転車と一緒に通る歩道がございいますが、それと単なる歩道、その4つをいわゆるその道路の状況に応じて、できるものなら整備をやっていきなさいということですので、現在、自転車歩行者、自歩道がある道路に関しては、それがそんなに危険ではない状況であればそれはもう当然そのまま置くような形になるかと思えます。新たに道路を整備する場合において、自転車通行帯あるいは自転車道が必要な場合は、新たな道路ですから、それから計画をするということですので、それらを含めた形の計画を行うようなことになるかと思えます。先日、町長ともこの条例改正を扱うときにお話をしていたのですが、新宮町はできるだけもう自転車と歩行者と一緒にいけるような道路の整備を進めたほうがいいのではないかなということは、この条例改正の中で協議はいたしておるところです。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第66号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第66号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの第58号議案での私の発言につきましては、後日会議録を調査して、不適切発言があった場合には善処いたします。

日程第16. 第67号議案

○議長(牧野 真紀子君) それでは、日程第16、第67号議案、新宮町公園条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 第67号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、新宮ふれあいの丘公園内に整備いたしております公園施設、ふれあい交流館の竣工使用開始に伴い、当公園条例の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

当ふれあい交流館は、新宮ふれあいの丘公園内の屋内公園施設として整備し、ホールや会議室等備え、平時には各種事業や公園利用者の休憩場所として、また、発災時には避難所として、特に高齢者や妊婦、乳幼児、障がい者、その他特に配慮が必要な方々の避難所として活用できるようになっております。一般的な開館時間は月曜日を除く、午前9時から午後5時までとし、月曜日が国民の祝日に関する、法律に規定する休日に当たるときは、その翌日を休館日といたしております。

今回の改正の主な点は、有料公園施設としての施設の追加及び有料公園施設使用料の追加となっております。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

最後のページ、2ページをお願いいたします。

表中の上段、別表第1の2、この表は町内公園内にある有料施設を規定している表ですが、この表の新宮ふれあいの丘公園の欄に、ふれあい交流館のホール及び会議室をそれぞれ追加するものでございます。

ホールの床面積は約250平方メートル、坪に換算いたしますと約75坪で、主な使用用途は高齢者の方々を対象とした健康運動教室や講演会、新宮町シニアクラブ並びに新宮町シルバー人材センター関連事業及び町主催事業を予定いたしております。また、ふれあい交流館の会議室の床面積は約77平方メートル、坪に換算いたしますと約23坪で、20人程度の会議ができるよう整備いたしており、主な使用用途は、新宮町シニアクラブ及び新宮町シルバー人材センターなどの会議、打ち合わせなどを予定いたしております。

同表中下段の別表第1の3、この表は、別表第1条において規定した町内公園の有料施設それぞれの時間当たりの使用料を定めた表で、ふれあい交流館ホールにつきましては、施設使用料を1時間当たり1,000円、光熱費を1時間当たり400円、同会議室につきましては、施設使用料を1時間当たり300円、光熱費を1時間当たり100円新たに規定するものでございます。なお、施設使用料及び光熱水費につきましては、町内他の施設の使用料等を参考にして定めてお

り、消費税相当額は含まれておりません。

戻りまして1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、当条例の施行は公布の日からといたしております。

なお、当ふれあい交流館は公園施設ではございますが、今後の維持管理につきましては健康福祉課が所管し、また施設の一般貸し出しにつきましては、当面の間見合わせることにいたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。

この施設の建設計画の段階から私は折に触れて、こういう事務所スペース及び有料貸し出しスペース以外の要するにシニアクラブの皆さん、それからシルバー人材センターに関連する皆さん、それ以外の方も含めて、高齢者の方々が自由に出入りできるスペースを確保してほしいと、検討してほしいということを繰り返し申し上げてきましたが、イメージとしてはそびあしんぐうの事務室の前の自動販売機があったテーブルといすのスペースですね。ああいうものを前提とした、要するに自由に行き来できるスペースを確保してほしいということを申し上げてきたんですが、そのスペースは施設自体は私もまだ見ていませんのでわかりませんが、そういう広い狭いは別にして、そういうスペースは確保されているのでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。

今、ご質問ございましたいわゆるロビー的な部分もございます。そこは開館時間であれば、どちらさんでもご利用できる、出入り自由ということでございます。今回、条例で定めておりますのは有料施設として貸す部分だけを条例に取り上げて定めておりますので、そういったふうなロビー的な部分もありますし、トイレ等も当然自由に使っていただいて結構だということでございます。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) そしたら、そういうスペースがあるんでしたら、今度はそこを有効活用していただくために、例えば、それが適切かどうかは別にして、囲碁のスペースがあるとか、将棋盤が置いてあるとか、娯楽スペースとして、そういう高齢者の皆さんが頻繁に出入りできるような備品設備、これを今後、管理がシルバー人材センターになるんですかね、施設の管理が、将来ですよ。その中でそういう備品整備も重ねて是非やっていただきたいなというふうに思っていますので、計画がもし仮に今現在なければぜひ検討して準備していただきたいなとい

うふうに思っています。その辺の回答をお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 施設の管理運営につきましては、健康福祉課で行いますので私のほうから回答させていただきます。

現在のところはまだ碁盤がいるのか、将棋盤がいるのかとか、そのあたりまで話は詰めていませんけれども、今後シニアクラブさんなどが利用されていく中、また公園がだんだんと整備されていきますので、一般の方が来やすくおいでになられるようになってくる中、どういったものが必要なかは見ながら、皆様が使いやすい施設になっていくように対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第67号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第67号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第68号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第17、第68議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 第68号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,871万1,000円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事務費、3節職員手当等及び4節共済費ですが、職員の扶養等、職員の扶養親族の異動等に伴い計上するものでございます。

1 款 2 項 1 目事業費、1 5 節工事請負費ですが、新宮渡船待合所から棧橋にかけて、平成 1 6 年から設置している全長約 6 0 メートルの風防止用通路シェルターについて、1 5 年が経過し塩害などによる腐食や老朽化が進んでいたため、九州運輸振興センターに対し新規シェルターの制作を要望していましたところ、本年 3 月にその要望を採択いただき、今回、その交換のための設置及び撤去に関する工事費を計上するものでございます。

次に、歳入予算について説明いたします。

戻りまして 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 1 3 0 万 7, 0 0 0 円については、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9 番 北崎 和博君) 1 1 ページのところなんですけど、先ほど説明されたところなんですけど、採択をされたということで新しいのが設置される予定なんですけど、今回撤去費を計上されて新しく設置される部分のスケジュールがどのようになっているのか。それも予算化しないとイケないと思うんですが、要はもうない時期があるとか、そういうのがあるのかなと思うんですが、そのところはいかがですかね。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。設置につきましては、予定としていたしまして運輸局の関係もございまして、会計年度の関係で 1 0 月以降ということを目途としております。期間といたしましては、できる限り早く交換、取りかえ等を行いたいと思いますので、ちょっと今から業者との調整が必要になってきますので、その辺はなるべく短期間で行いたいというふうに計画しております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9 番 北崎 和博君) そしたら、今 6 月で補正をされて、そして設置が 1 0 月以降ということであれば設置の予算、これ 1 0 月以降ということは、いつの補正予算になるのかちょっとわかりませんが、そのタイムラグっていうのはどのようにされるんですか。要は、ない時期があって設置をするのか、それとも設置にあわせて撤去をするのか。そうであれば、ちょっと 6 月補正というのはどうかなっていう感じもするんですが、そのところはいかがですか。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 現在、設置しておりますものについては、ぎりぎりまで設置しておりますので、設置してそしてすぐに撤去という形になります。今回この予算、この時点で上げることにつきましては、まず 3 月に採択されたこと。そして、先ほど言いました運輸局のほうの

予算の調整、そちらのほうがちよっと必要になってきますので、こちらのほう町で認めていただきまして、それから協議ということで、経費ということで上げさせていただこうというふうに計画しております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第68号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第68号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第69号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第18、第69号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第69号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,761万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。

10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費及び5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、人事異動等に伴う人件費等を計上しております。

特定財源としまして、5款1項1目職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

次に、2款6項1目19節傷病手当金、今回新たに設けております新型コロナウイルス感染症に感染するなどした方に対し支給する傷病手当金で、60万円を計上しております。

特定財源といたしまして、4款1項1目特別交付金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第69号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第69号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第70号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第19、第70号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第70号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ890万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,448万5,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきまして、人事異動に伴う給与等を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

3款1項1目2節一般会計繰入金で、収支調整しております。

以上で説明終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第70号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第70号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第71号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第20、第71号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計

補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 第71号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について説明をいたします。

最初に歳出から説明をさせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

今回の補正は、診療日及び診療時間を変更したことに伴います人件費に関するものでございます。

1款1項1目一般管理費、1節報酬は、診療日等の変更により、会計年度任用職員をフルタイムからパートタイムに雇用形態を変更いたしましたので、2節給料から時間外手当、地域手当相当分を上乗せして報酬に組み替えたものでございます。同じく3節職員手当等のうち、宿日直手当につきましては、診療時間を変更し医師の通勤を可能といたしましたので、それに伴う減額でございます。19節負担金補助及び交付金は、会計年度任用職員をパートタイムとしたことによる負担金の減でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、収支調整でございます。

説明は以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第71号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第72号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第21、第72号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第72号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について

てご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款水道事業費用、補正予算額58万円を減額し、合計の7億3,005万9,000円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費、補正予算額58万円を減額し、合計の5,604万5,000円とするものでございます。

8 ページ目、9 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。

1 款 1 項 3 目総係費の58万円の減は、4月の人事異動に伴い、人件費等を補正するものでございます。4 ページ目に、給与明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第72号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第73号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第22、第73号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第73号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、補正予算額30万円を増額し、合計の9億5,956万5,000円とするものでございます。

支出、第1款下水道事業費、補正予算額155万4,000円を増額し、合計の9億662万1,000円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算、第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費125万4,000円を増額し、合計の5,657万9,000円とするものです。

8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。

1款1項4目総係費の155万4,000円の増は、4月の人事異動に伴い、人件費等を補正するものでございます。

次に、収入の説明をいたします。1款2項2目補助金の30万円の増は、同じく4月の人事異動に伴う児童手当補助金を増額補正するものでございます。

4ページ目に、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第73号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第74号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第23、第74号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第74号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,094万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億7,808万2,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、追加で道路新設改良事業を120万円計上し、変更としまして社会資本整備事業を1億3,230万円に減額して計上しております。これは、橋梁長寿命化修繕計画に伴う、事業の補助メニューが変更になることに伴い組みかえるものでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたしますが、今回の補正予算は4月1日付けで実施されました人事異動に伴う人件費の補正を全般的に行っておりますので、それに関するそれぞれの説明のほうは省略させていただきます。

16、17ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費、13節職員健康診断委託料13万1,000円は、健康診断委託料の単価が値上がりをしたこと、及び臨時的任用職員の人数が増えたことによるものです。特定財源といたしまして、20款4項3目1節派遣職員人件費返納金1,466万1,000円のうち、608万円を充当しています。

7目電算管理費、12節LWAN通信回線料54万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための分庁に伴い、そびあしんぐうとの通信容量を大きくしたことによるものです。

8目交通安全対策費、11目まちづくり事業費及び14目諸費は、特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,000万円のうち、それぞれ高齢者運転免許自主返納支援事業に50万円、まちづくり活動助成事業に100万円、防犯灯LED化事業に300万円を充当することに伴う財源更正でございます。

2項2目賦課徴収費、13節システム改修委託料29万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対策による特別徴収執行猶予実施に伴うものです。

20、21ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、38万円の増額となっております。

22、23ページをお願いします。

9目後期高齢者医療対策費、28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、890万4,000円の増額となっております。

24、25ページをお願いします。

2項3目児童福祉施設費、18節相島保育所用備品購入費4万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、相島保育所に空気清浄機1台を購入するものです。特定財源としまして、15款2項2目7節届出保育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金3万9,000円及び18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,000万円のうち、2,500万円を学童保育事業に充当するものでございます。

5目子ども医療対策費は、特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰

入金4億2,000万円のうち、4,650万円を子ども医療対策費事業に充当することに伴う財源更正でございます。

26、27ページをお願いします。

4款1項1目28節相島診療所事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、74万2,000円の減額となっています。

3目母子衛生費、12節クリーニング代16万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、乳児健診時に使用するエプロンやマット等のクリーニングの回数を増加するもので、13節乳児健康診査委託料48万9,000円は、4か月児健診について8月まで医師会に委託して個別検診を実施するためのものです。

30、31ページをお願いします。

6款1項4目農地費は、特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,000万円のうち、100万円を農地維持活動補助金に充当することに伴う財源更正でございます。

32、33ページをお願いします。

8款2項2目道路新設改良費は、地方債の補正で説明いたしましたが、橋梁長寿命化修繕計画に伴う事業の補助メニューが変更になることに伴い、4項4目社会資本整備事業費から予算を組みかえるものです。特定財源につきましても、14款2項5目1節社会資本整備総合交付金から、3節道路更新防災等対策事業費補助金に組みかえ充当し、また21款1項3目5節道路新設改良事業債を充当するものです。

4目駐輪場施設管理費、23節定期券解約返戻金は、25万2,000円で、新型コロナウイルス感染症対策による学校の休業措置に伴い、さかのぼって3月1日以降の定期料金を返還するためのものです。

34、35ページをお願いします。

8款6項2目住宅建設費は、特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,000万円のうち、2億8,000万円を町営住宅建設事業に充当することに伴う財源更正でございます。

36、37ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、1節報酬及び3節期末手当の減額は、当初会計年度任用職員として任用する予定のスクールカウンセラーを業務委託することにしたため、13節委託料に組みかえるものです。

8節指導員謝礼は、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業に伴い、家庭環境による学力の格差を補充するため、中学校3年生を対象に放課後に学習支援を実施するためのもの

です。

18節備品購入費、事務用備品購入費は、元年度3月補正及び5月7日の臨時会で補正予算において、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備に係る補助対象外の単費部分を計上させていただいておりましたが、補助対象部分についても町の予算に計上する必要があったことから、小学校1年生から中学校3年生までの補助対象分1億2,577万5,000円について計上するものでございます。

19節町PTA連合会補助金80万円は、当初計上が漏れていたため今回計上するものでございます。

38、39ページをお願いします。

臨時休業時給食食材費対策補助金128万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業に伴い、キャンセルとなった食材に対する補助金を計上するものです。特定財源といたしまして、14款2項7目公立学校情報機器整備費補助金1億2,577万5,000円、20款4項3目1節学校臨時休業対策費補助金96万3,000円、また、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,000万円のうち、4,000万円を事務用品購入費、100万円を漁村留学等通学者補助事業に充当するものでございます。

2項2目立花小学校管理費、13節給食委託料143万5,000円は、当初予算で計上しておりました給食室空調設備改修工事を夏休み期間中に実施する予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業の影響で、夏休み期間が短縮されたことになったため、その間の弁当給食の配送等の委託料を計上するものです。

また、次の40、41ページにかけての2項小学校費では、それぞれ管理費に夏季休業短縮の対応のための学習支援員等の会計年度任用職員の報酬及び費用弁償を計上しています。

また、教育振興費では元年度末までに納品予定の教師用の教科書及び指導書の後期分が間に合わず、2年度の納品となったために改めてその部分を消耗品費に計上するものです。

3項中学校費におきましても、それぞれの小学校管理費に夏休み休業短縮対応のための学習、それぞれの中学校費に夏期休業短縮の対応のための学習支援員と会計年度任用職員の報酬及び費用弁償を計上しています。

また、6目新宮東中学校管理費、15節施設整備工事費7万2,000円は、理科準備室にコンセントの増設工事を行うものでございます。

46、47ページをお願いします。

6項7目図書館費、12節郵便料金8万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため7か月健診が実施されなかった期間に配布できなかったブックスタートの本を郵送するためのものです。

48、49ページをお願いします。

13款1項1目繰出金、28節渡船事業特別会計繰出金130万7,000円は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものです。2項1目公営企業支出金、19節児童手当負担金30万円は、公共下水道事業会計分の計上でございます。

次に歳入について説明いたします。

10、11ページをお願いします。

歳出説明時に特定財源の説明をしたものは、除かせていただきます。

18款2項2目1節財政調整基金繰入金4億726万1,000円の減額で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) それでは、ただいまより歳出歳入全般にわたって質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 36、37ページの教育総務費のところなんですけれども、1つはスクールカウンセラーが業務委託になったということで、もともとは会計年度任用職員から業務委託になって、それで何かメリットがあるのかとかいうところ、どういう経緯でなったのかっていうのが1点。

もう1点、何か中学3年生の学習支援っていう話と、あと事務用備品購入費のところとの関連質問なんですけれども、今後、第2波、第3波来ないに越したことはないんですけども、もし来たときにまた休校になるという可能性は否定できないと思うんですよ。そのときに、特に中学校3年生に関しては、受験も控えていますので、何かしらの学びの保障というのをしていかなきゃいけないと思うんですけども、それについて1人1台あればいいんですけど、それに関して中3だけ急ぐとか、または別の形で学びの保障していくとか、それについてお答えください。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい、お答えさせていただきます。

まずスクールカウンセラー業務の委託の件ですけども、スクールカウンセラーの業務につきましては、どうしても県もスクールカウンセラー業務を行っておりまして、その関係で業務の内容自体が会計年度任用職員にはちょっと当てはまりにくかったっていうのが最大の理由でございます。そのため各個人のほうに委託する形で、活動しやすくするために今回委託ということでの予算の組み替えをさせていただいているところでございます。

2点目の指導員の謝礼とGIGAスクールの関係のタブレットの関係ですけども、指導員の謝礼につきましては、常日ごろから家庭の環境において、なかなか自宅での学習が難しいご家庭がございました。その対応策として何かできる方法はないかということで、以前から検討してお

りましたけれども、今回特にコロナの関係で、どうしても塾などに通われてオンライン授業されている方々との差がどんどんできてきているのではないかということもありまして、町としても何らかの支援をしようということでの放課後の学びという場を提供したいということでの指導員の謝礼になっております。

あわせてGIGAスクールで1人生徒1台にタブレットの配布をするということで今進めておりますけれども、今回、予算組みさせていただいたのは申し訳ございませんけど、こちらのほうの確認不足でして、当初リースを検討していたんですけれども、そのリースの際には直接国のほうが業者のほうに支払うという形になっていたんですけれども、直接町のほうで購入する場合は、それぞれ予算組みが必要だということで、打ち合わせの際にそれが確認できましたので、今回予算を組ませていただきました。現時点で今、県のほうの共同発注の準備がなかなか進んでおりませんで、当初、5月いっぱいには仕様の確認をさせていただくということをお願いしてたんなんですけれども、それが少し遅れている状況にあります。ですので、今回予算組みがもしできましたら、もしかしたら町単独で発注することもちよっと検討しないといけないかなど。これ以上ちよっと遅くなるとなかなか年度内でのタブレットの納品が難しくなる可能性もちよっと出てきましたので、もしかしたら、共同調達から外れて町単独で発注する可能性も今後検討していかないといけないかなというふうには考えております。今、現在、現時点で発注した場合には、年内12月までの納品が可能ということまでは確認させていただいてるんですけども、なんせ全国一律での発注になりますので、遅れば遅れるほどその納期が遅れてくるということになるかと思えます。ですので、現時点でこのGIGAスクールによる1人1台のタブレットを活用して、今後コロナ対策をとった形での学生の支援というのはなかなかちよっと難しい状況ではないかっていうふうには考えています。ですので、何か別の方法がないか、いろんな今模索をしているところなんですけれども、限られた台数の中で今試験的に東中でオンライン授業などを試みたり、各学校のホームページの中に動画の投稿をさせていただいたりということで、今いろんな試行はさせていただいているところです。ただ、まだネット環境の調査をすると、必ずしも100パーセントのネット環境がない状況でございますので、そこの支援についても今後検討した中で、早急な対応をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 今の話をちよっと確認させてください。

まず1人1台を進めているけど、これがちよっとすぐには難しいということで、これをコロナ対策の学習支援に使うのは、そこまでは難しいということで、町独自で中学校とかで学びの保障を今、いろいろ検討していてそれを進めている、今後も検討していくってことでよろしいで

しょうか。

○議長(牧野 真紀子君) はい、学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) 他市町の事例などいろいろな参考にさせていただきながら、町のほうでやれることをまずやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 東中でオンライン朝の会とか、新宮中でもやられているのは承知しています。オンライン授業も3年生だけやられているのも承知しています。ぜひ、どういう社会情勢になっても子どもたちの学びをとめないように、ぜひ、検討を進めていただきたいなと思います。

答弁は結構です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかに質問のある方。はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、幾つかお尋ねします。

まず1点はLGWANの通信回線料、17ページ。役務費、通信回線料の分庁対応用に増額するということになっていますが、今現在、撤収されて元の状態に戻っていると思いますが、またコロナ感染拡大に伴って、分庁の対応の必要性が出る可能性は十分考えられると思うんですが、要するに、いつでも分庁できる状態で維持するというところで理解していいんでしょうか、その辺をちょっと確認させてください。

それから、今度教育費についてお尋ねします。

まず、先ほど予算の説明の中でサラっと言われたんですが、町PTA連合会補助金、当初予算の計上漏れって、これはとんでもない話で、もともと例年出とる補助金が当初予算に漏れとったなんていうのは、ちょっと想像を絶するんですが、なぜそんなことが起こったのか、なぜ発覚したのか、そこを説明いただきたいと思います。

それから、もう1点。39ページ。臨時休業時給食食材費対策補助金、これについて、要は給食が停止したことによって納入業者さんの商いが縮小したことによる助成金だろうというふうにするんですが、これも要は、どういうところにどういう形で支出されるのか、その要綱、概略を説明いただきたい。

その3点です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) はい。1点目のLGWAN回線の部分と分庁のことについてお答えいたします。

そびあしんぐうのほうで行っておりまして、そちらのほうの通信回線を役場間の部分を増強し

たわけございまして、今後も2波、3波と予定されておりますし、すべてのものは分庁に対応するように、今後も引き続き継続して分庁体制に備えていくということでございます。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい、お答えいたします。

まず1点目のPTA連合会の補助金なんですけれども、大変これについては本当に申しわけないと思っております。当初予算の要求の段階で漏れていたということがまず最初です。そのあとに、最終的に予算を査定後の確認の際にも、その確認が漏れていたということになります。発覚したのは、当初予算の説明をする資料を作成するに当たって確認していた段階で、PTAの補助金が漏れていたというのがわかりました。私の確認不足でございます。どうも申しわけございませんでした。

それともう1点の臨時休業中の給食食材費の対策補助金ですけれども、本来こちらは学校と給食の食材の業者さんとの契約ということにはなりますけれども、本来その際にキャンセルしたもののについてはキャンセル代ということで、給食費のほうからいくらか本来は払ったりもするんですけれども、今回キャンセル料として一切お支払いはしておりません。ただ、実際は廃棄処分されたりということで、業者さんのほうで損失が出されています。その損失について、町のほうでその金額を確認しまして、町から直接その業者さんのほうに廃棄された金額の部分を補助するという制度にしております。今のところ3月分について国のほうが補助を出すということで、うちのほうも3月分についての廃棄分の損失を補てんするところで今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 学校教育課だけ、追加質問をします。まず、謝罪がありましたけれども、本当にこれは当事者の方にとって見たらエッていうことになるでしょうし、先ほど今の説明からいくと、要するに予算書作成段階でもう気づいていたわけでしょう、簡単に言うと。3月議会で計上された段階では多分、発覚していたと。ただもう既に決定しとるんで、6月の補正になったということになるろうかと、説明ではね。そういうことを推測するんですが、その間に確か臨時議会があったんじゃないですかね。そういったことも含めて、なるべく連合会にとってはやっぱり予算が執行されないということになると、多分、6月議会まで保留されとるわけでしょうから、いろんな障害が出る可能性もあるので、その辺はぜひ今後とも注意して予算計上、これは学校教育課だけじゃなくてほかにもひょっとしたら起こりうるかもしれないので、大いなる反省点じゃないかなというふうに思っております。

それから、今、給食の食材費の補償について、要するに廃棄したか否かっていうよりは、私は

キャンセルされたことによって、それは当然業者さんですから物が廃棄されることは忍びないということで転売される方もあるでしょうけど、実際にそのキャンセルされた分についての補償という考え方はできないのかなというふうに思います。やはりいろんな各自治体によって給食食材については、業者さんを助けるという意味も含めて、例えば積極的に転売に協力したりする自治体もあったぐらいですから、そこら辺の運用、適用についてはもう少し考え方を考えてもいいんじゃないかなと。その予算に限度があるでしょうから、どの程度の申請があるのかわかりませんが、その辺を含めて今後、制度の運用の仕方については検討していただきたいなというふうに思います。

もう一つですね、ちょっと聞くのを忘れていましたので追加でお聞きしたいんですが、給食委託料の立花小学校の分だけが補正組まれているんですが、この補正の理由について、もう一度ご説明ください。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい。まず最初のPTAの連合会の補助金につきましては、本当に重ね重ねおわび申し上げます。

2点目の給食の補助金ですけれども、当初、キャンセルをした際にキャンセルに対しての補償費みたいなものが必要かどうかの確認をさせていただいたんですけれども、その際にはもう皆さん必要ないということでしたので、当初はそういうことをする予定はなかったんですけれども、たまたま国の補助金が出るというのがありまして再度、皆さん本当に損失がないのですかということでお尋ねしたところ、何社か実はってということでお話をされていまして、そのこともあって今回、国の補助金も受けた上で補助しようということ考えております。ほとんどが今回の補助金の対象は、学校給食会ってところが主になりますけれども、それ以外の業者さんも広く学校を通して給食の業者さんにお話をさせていただいていますので、今後追加がもしかしたら出てくる可能性もまだあるのかなというふうには考えております。

立花小学校の給食の委託ですけれども、こちらは今年、立花小学校の給食の空調を更新するようになっています。それを夏休みに実施するところで、1か月の工事で終わるところで考えていたんですけれども、夏休みが今回短縮するということで今進めておりますので、その間の給食が提供できないということになります。ですので、そのかわりとして弁当の配食を今考えているところで、給食の食材費で食材を買って、それを調理していただいて配送していただくような形での実施を今考えているところでございます。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいでしょうか。はい、ほかにありませんか。はい、温水議員。

○議員(2番 温水 真君) ちょっと先ほど聞きそびれましたので。

37ページの備品購入費、事務用備品購入費で1億2,600万弱上がっていますが、確か4月の補正のときに5,000万円、それと前年度に3,200万ぐらい上がっていますよね。これは今までのものはもうゼロにして、新たにここで設けるということでございますか。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい、お答えいたします。

こちらの備品の分につきましては、GIGAスクール構想ということで、小中学生児童生徒1人1台、タブレットを支給するというものになります。昨年3月の補正予算で上げさせていただいた分については、当初は年次的に整備していくという計画でしたので、小学校の5、6年生と中学3年生の3学年分を計上させていただいていました。それも国庫補助の部分については、3分の2が国庫補助の対象になりましたので、残りの3分の1について予算を上げさせていただいている状況でございます。そのあと今年になりまして、国の補正予算の中で、すべて全学年分を前倒しするという方針が出ましたので、それを踏まえまして臨時議会のほうで、残りの学年のすべての部分、町がもともと負担しないとけなかった3分の1の分の予算を計上させていただいています。その中で今回先ほど大変申しわけなかったんですけども、確認作業をしていく中で、リースはもう直接国が業者のほうに払うんですけども、購入の際は一旦町のほうで補助を受け入れて町のほうから支出をしないということでのシステムが確認できましたので、今回残りの分を計上させていただいております。

具体的に数字を申しますと、昨年3月に補正させていただいた額が704台、令和2年度の5月に補正させていただいた分が1,105台、今回、補正で計上させていただいている台数が2,795台、合計で4,604台ということになります。

この数字は、今現在、児童生徒数が4,300人ほどございますけれども、それに加えて各教室のほうで授業を行う際に先生が使われる部分、それと予備的な部分も若干含めさせていただいての計上になっております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい、ほかに。ありませんか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ここで質疑を打ち切り、この第74号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がございませんので、第74号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしくお願いいたします。

日程第24. 発議第1号

○議長(牧野 真紀子君) それでは日程第24、発議第1号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、北崎和博議員ほか3名から提出がなされております。

趣旨説明を求めます。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) 発議第1号、新宮町議会、議長牧野真紀子様。

提出者、新宮町議会議員、北崎和博。

賛成者、新宮町議会議員、上畝地白馬、同じく横大路政之、同じく高木義輔。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、新宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をします。

次のページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置案でございます。

次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

記といたしまして、1、名称、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条。

3、目的ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関する調査研究等のため。

4、委員の定数でございますが、12名でございます。

5、設置の期限でございます。調査研究等が終了するまででございます。

提案理由といたしまして、福岡県では、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除されたが、町民の生命や健康、暮らしを守るため、引き続き発生防止や拡大抑制に対する対応が必要となっており、町民の新型コロナウイルス感染症に対する不安は続くと考えられます。その状況を踏まえて本町議会は、今後の感染症に対する町の対策を見据え、多角的な視点に立ち、議会が主体的に新型コロナウイルス感染症対策に関する調査研究等を行い、意見具申などを行う必要があると考えております。

以上のことから、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条の規定による特別委員会を設置するものでございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了いたします。質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

発議第1号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....

午後0時04分再開

○議長(牧野 真紀子君) 再開いたします。

会議は引き続き行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

正副委員長選出のため、ここで13時30分まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長に横大路政之議員、副委員長は末吉富美徳議員に決まりましたのでご報告いたします。

よろしく願いいたします。

.....

日程第25. 報告第6号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第25、報告第6号、和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 報告第6号、令和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規

定により、議会に報告するものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

令和元年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の1 款1 項事業名、緑ヶ浜地区配水管布設替工事(第20 工区)は、所有者からの給水装置、改造工事の同意に時間を要したことや公共下水道管渠工事の遅れに伴い、配水管の布設替工事を繰り越すものでございます。金額は2,500 万円を翌年度繰越額として計上いたしております。

財源内訳といたしまして、当年度損益勘定留保資金で同額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第26. 報告第7号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第26、報告第7号、令和元年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 報告第7号、令和元年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

地方自治法施行令第145 条第1 項の規定により、令和元年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

2 款1 項総務管理費の第6 次総合計画策定委託料につきまして、継続費の総額は1,479 万8,000 円で、令和元年度継続費予算現額の予算計上額、636 万2,000 円のうち、316 万5,200 円を令和2 年度に逡次繰越するもので、その財源内訳は記載の通りでございます。

また、8 款6 項住宅費の町営住宅建設事業につきまして、継続費の総額は80 億641 万1,000 円で、令和元年度継続費予算現額の予算計上額2 億4,192 万4,000 円のうち、2 億492 万4,000 円を令和2 年度に逡次繰越するもので、その財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第27. 報告第8号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第27、報告第8号、令和元年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 報告第8号、令和元年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

9事業を記載しておりますが、すべて令和元年度補正に計上していた事業で、それぞれの事業費、全額9億9,284万4,000円を令和2年度に繰り越しいたします。

財源内訳につきましては、令和元年度中の既収入特定財源は、国庫支出金5,27万5,000円。未収入特定財源の国庫支出金6億4,892万8,000円。地方債2億4,100万円と、一般財源1億3,454万1,000円を含め、令和2年度の収入となっております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第28. 報告第9号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第28、報告第9号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 報告第9号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について御説明いたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから9ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せさせていただいております。

令和2年2月1日から令和2年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で3件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事

業会計で2件でございます。

また、50万円以上の委託契約につきましては、2ページのほうとなりますが、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で75件、特別会計で11件、水道事業会計、公共下水道事業会計で6件という結果となっております。

参考資料といたしまして、入札結果表を別閉じで添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第29. 報告第10号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第29、報告第10号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 以上で報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時41分散会
